附則第十二条第二項中「第三十九条の三十九第八項の認定」を「第三十九条の三十九第九項の認定」に改め、「、新租税特別措置法施行規則第二十条第五項、第七項及び第八項第四号に規定する移転試験研究費の額には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第八項の移転試験研究費の額を含むものとし」を削り、「第二十条第三十一項」を「第二十条第十二項の認定には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十六項の認定を含むものとし、新租税特別措置法施行規則第二十条第十四項の処分には旧租税特別措置法施行規則第二十二条の二十三第十一項又は第十二項の処分を含むものとし、新租税特別措置法施行規則第二十条第四十二項」に、「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に、「第二十条第三十三項」を「第二十条第四十四項」に、「第二十二条の二十三第三十項又は第三十一項」を「第二十二条の二十三第四十一項又は第四十二項」に改め、同条第三項中「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に、「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第十六項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であった法人は新租税特別措置法施行規則第二十条第十三項の認定に係る法人とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十項」に、「第二十条第三十二項」を「第二十条第四十三項」に、「同条第三十四項第四号」を「同条第四十五項第四号」に改め、同条第六項中「第二十二条の七第十一項第一号」を「第二十二条の七第十項第一号」に、「第三十九条の七第十項」を「第三十九条の七第八項」に、「第二十二条の七第十一項第二号」を「第二十二条の七第十項第二号」に、「第二十二条の七第十一項第三号」を「第二十二条の七第十項第三号」に改め、同条第七項中「第二十二条の七第十一項」を「第二十二条の七第十項」に改める。

附則第十四条第一項中「第二条第三項第三十五号」を「第二条第三項第三十三号」に改め、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条第四項」に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条の二　改正令附則第六十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第十二条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第六十三条の四の規定に基づく第九条の二の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令第十一条の四の規定は、なおその効力を有する。

附則第十八条中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第二項に十号を加える改正規定に係る部分（同項第九号中「、第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改める部分、同項第十号に係る部分及び同項第十七号に係る部分に限る。）に限る。）は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から施行する。

○財務省令第三十四号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二十八号）の規定に基づき、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一から別紙様式第十六までの様式中「㎜」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○財務省令第三十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第十五条の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和三十三年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものに改める。